

朝鮮通交大紀
八

リ 5
4978
8



門リ5	門カ5
號4978	號1294
卷8	卷8



朝鮮通文大紀卷之八日
 元禄六癸酉海島身
 名我因幡州竹島に來り漁せしによりて其の捕
 入たりし二名を彼國に送致さしむ九月 公多田
 此左衛門をして書せ持らし是を送らしし之事 附
 禮書日權璫書を借せし之事
 一 同土甲戌年其書内對陸島の文字を除き去り
 去めむ事な計りて 公又書せ費し多田と左衛門

改して使たりし後しより彼をらよりて其前書
 を改撰して礼曹 李會をして書を復せし事附
 此時 公に復する書ありし事附同八て亥年
 使者終に其書契を受たりし事附同九の事
 附同九丙子年 鈞命して竹田城彼國へ渡さし
 事
 一 同九丙子年 此年夏彼國人十一名事を 東武
 に啓せると稱して因幡州に來りし事
 一 此年九月 天龍院公印宋西使に諭して

鈞命の題并此年彼國人十一名因幡州に來り
 し事同く彼國に告らざりし事
 一 同十一丙寅年 右兩事をもつて礼曹 李善溥書
 切したるの事
 附 磯竹島考の事并此事を論せし事何れも思
 按 何り
 大 行院公
 一 元禄十三庚辰年 草梁館修補有りし事
 附 此事考の事并此後正徳て末年 西行御重

建享保癸卯年西館修補有りしの例事何也

も愚按有り

一 正徳元辛卯年通信使来りて文昭君と

繼位が賀せし事附此時國書有りしの事附此

時代國答書有りしの事愚按有り

一 此時復号の事有りによりて禮曹兵命峻書に

復せし事附此時國書有りしの事附此

附此書東武へ披露せし事附復号

の事附寛永十三年以來我々將軍城大君

稱東都城東武と書せし事附此

附國の年号改換しし事いつせも愚按有

一 此時彼此國書改換有りによりて禮曹宋徵殷書

有りしの事

附此時の事考の事并彼國改換せし國書東武

へ送らしし事何せも愚按有り

一 此時諸君禮物執政通書の事停らししによりて

東萊府使孝正臣書有りし事

附此事によりて我州書が復せられたりし事

并諸君礼物執政通書考の事

附路宴下輿迎送等の式の事いつとも愚按有

一此時交奸の事新定の約条ありし事

一同二壬辰年胤子彦子代圖書が請まじの

一車附同三癸巳年彼國児名圖書が送りし

よりて禮曹趙通彬書有りし事

附此書三車の考が失ひし事并児名圖書

右來國令寺公の御時より始りし事附り

一此年西院名圖書の事并彦子代船兼帯の事

天龍院公児名船の事 雲光院公

附公児名圖書あかりし事 附児名書契大書

式の事何とも愚按有

一同三癸巳年特鑄銀の事或る事によりて

東萊府使李正臣書ありし事

附え字宝字ハ程銀の事何とも彼國へ告ら

まじ考の事愚按有

一此年公書が萊府にいたりて貿易の事或る告

らまへしにやうて東萊府使李明俊書有りし事

附貿易の事愚按有り

一此年公義田が釜山に置置しし事

一此年虚船が彼國に附送あふししにやうて此後虚

船送還停し事附禮曹洪重復書有りし事

事

附此の事訓別文票が裁判に送りし事

愚按有り

一此年我州大浦伊右衛門安時迪潛商せしにやう

て公老臣がしる書が東萊府に送りしめて伊右衛門

が械送り死刑にまじし事附同四甲午年此

事によりて東萊府使李明俊公に復せし事

有りし事

附後享保二年旗組毒兵衛彼國へ送りて死刑たを

まじし事并彼州一罪が約せし事附潜

商の事を論せし事何れも愚按有り

一同五て未年有章君不例の事有りしにやうて棟蓐

が求めらるし事

附此の事思按有り

一同六丙申年破船殞命の両使を遣はしし事附禮

曹李澤破船使に復せし書有りし事

附此の時破船使出入有りし事并以前破船殞

命の考の事附元禄十五年破船の事有り

此の事約条有りし王意の事いふ思

此の事約条有りし王意の事いふ思

此の事約条有りし王意の事いふ思

此の事約条有りし王意の事いふ思

朝鮮通文大紀卷之八

第廿五代 靈光院公 韓 義倫從四位侍從

對馬守と稱し候御時東山院御宇元禄六年癸

酉清の康熙二十二年朝鮮元孝王十九年此

年朝鮮人四十餘名來りて因幡州の竹島に渡

り州守其二人を拘へて此を長崎に致せり五

月東武 釣命して我強して其此事を朝鮮に

報し嚴に彼人の來渡を禁せしむ此年九

川公より多田此左衛門を使と手紙礼曹に送
り且二人を返さざり其の書略に貴域瀕海漁
民比年行舟於本國竹島竊為漁採極是不可到之
地也以故土官詳論國禁固告不可再乃使渠輩盡
退還矣然今春亦復不顧國禁漁氓四十餘口注入
竹島雜然漁採由是土官拘留其漁氓二人而為質
於州司以為一時之證故我國因幡州牧達以前後
事狀馳啓東都蒙令彼漁氓附與弊邑以還本土自
今而後決莫容漁船於彼島彌可存制禁不佞今奉

東都之命以報知貴國云々以のて也
時彼國禮曹系判権璿故して其の書に復也
也其書に
朝鮮國禮曹系判権璿奉復
日本國對馬州太守平公閣下
榎便鼎來戶翰隨至良用慰荷弊邦海禁至嚴制東
濱海漁民使不得出於外洋雖弊境之尉陸島亦以
遼遠之故切不許任意往來况其外年今此漁船敢
入貴界竹島致煩領送遠勤書論陳好之誼實所欣

感海氓獵魚以為生理或不魚無遇風漂轉之患而
至於越境深入雜然漁採必當痛懲今將犯人等依
律科罪此後沿海等處嚴立科條各別申飭俾賦領
謝薄物侷械統惟照亮不宣癸酉年十二月日

和文

と物承承く我玉海禁至つて嚴也迄海の漁民地
外洋に出つる事得さるゝも弊境の尉陵島とつ
も其の遠遠の故城以つて意に任し東注る事
許るん今此の漁船敢へて貴界の竹島に入り遠く

領送し書し論に事勤むるに至る隣誼に有つる実
に故感の至りあり海民漁採り以つて生理ある
或い風に遇い漂到するの患ひ無くむら有らば其
の憶越へ深く入り彼此相雜り漁採するに至つて
は法にあつて痛く懲らば成るもの也今犯人等も
て律に依り其の罪を正し此後邊海の處嚴しく
科条立て以つて各別に申飭をべし
此事彼國禮曹参判好く右の書は復しに我州
其書内尉陵島の名はあはれ除を去らむ事

計りて我書不言蔚陵島之事今回簡有蔚陵島名
是所難曉只冀除却蔚陵之名帳幸とつむむつて
書契とし多田と左邊に於て翌甲戌年二月此の事
以彼國へ告るを以て彼國終いに其前書改撰
して礼曹参判李奮に於て此を改撰せしめ又接慰
官に於て差備と同じく連うは帰京せしむ且回答の書
あつし其使者志きりに其の事任譯に責論し
又其前書改撰あるの事を論難して止せりし
ども彼國終いに此を以て答へざりし也既にして

此年九月 公捐館有り 大衍院公に於て封被襲し
む此の事落着ふかりし也翌て亥年六月使者
をむ事ある其の書契改撰して姑く歸ふせり其
の書在りに記れ
朝鮮國礼曹参判李奮春復
日本國對馬州太守平公閣下
様便鼎来惠翰随至良用慰荷契邦土原道蔚珍縣
有属島名曰蔚陵在本縣東海中而風濤危險船路
無便故申年移其民空其地而時遣公差往來搜檢

矣本島峰巒樹木自陸地歷々望見而凡其山川紆
曲地形濶狹民居遺址土物所產俱載於我國輿地
勝覽書歷代相傳事跡昭然今若我國邊海漁民往
于其島而不意貴國之人自為犯越與之相值久拘
執二氓轉到江戸按此時無轉到拘民於江戸之事
而如此云者蓋二氓認長崎為江
戶幸蒙貴國大君明察事情優加資遣此可見交隣
之情出於尋常欽嘆高義感激河言雖然我氓漁採
之地本是蔚陵島而以其產竹或稱竹島此乃一島
而二名也一島二名之狀非徒我國書籍之所記貴

州人亦皆知之而今此來書中乃以竹島為貴國地
方欲令我國禁止漁船更往而不論貴國人侵涉我
境拘執我氓之失豈不有欠於誠信之道乎深望將
此辭意轉報東武申飭貴國邊海之人無令往來於
蔚陵島更致事端之惹起其於相好之誼不勝幸甚
自貶領謝薄物備緘統惟崇亮不宣甲戌年九月日

和文

厚く惠賜承る弊邦江原道其蔚珍縣に属島有り此島
我蔚陵島と名づく本縣東海の中に有り其の風

濤險思舟路通一かたを以て申年以來其氏移
し其の地也一時に公人故遣りて以て搜檢せ
しむ其の峰恋樹木陸地よりして歴々として望み見
つる且其の山川地形民居の遺跡土物の品に至る
まはるに我が輿地勝覽の書に載り歴代相傳へて
其の事跡照然たり今我々辺民はひて其島に渡りて
貴國の人我々境を犯し以て來たるに値ふる
つて我々二民故拘るべき故江戸に於て幸いに貴國
大君明らりに其の事情を察し厚く此を以て賞給

し以て遣りて其の交隣の情尋常に出る故見つる
誠に感激の至り也然りとて我々民の漁採する本此
是尉陸島也其の竹故産する故以て又竹島といひ
此は一島にして二名也其の一島二名の事なるに我々
國の書籍に見へるは貴州の人又皆此を以て
知る今來書中竹島故以て貴國の地方と
我々國故して其の漁船故禁止せしめむと欲して
貴國人我々境を侵し及て我々民を拘執するの失
故いづれ傳信の道に欠く處とありさむや深く望

むくく土の意故以つて東武に轉報し貴国辺海
の人合しそを以て蔚陵島に來注し再た
事端成ひぬおふに至らざらめハ相好むの誼
あつて幸甚なるのこ

此年十月 天龍院公東武に觀をほよめて執政阿部
豊後守に禀以に竹島の一欵先太守使成して論
談せしむるもの今既てに二年也彼国固々竹島
故以つて其島の地也として終に我に聽く事ふ
し如何と云ふ故以つてせしは豊兩子年正月に至り

豊後守論に竹島の地因幡に属せりといふも又我
人居住の事あり台徳君の時にありて米子村の
街人其の島に渡せむ事成願ひによりて此邊故
許さざし也今其地里故許るに因幡故去はも
の百六拾里許朝鮮故距は四十里許也古昔嘗而
彼、地界たる其の疑ふに似たり国家君、兵威
故以つて古きに臨むハ何故求むとして得るか
さむ但無用小島の故故以つて好む故鄰國に失
はる計の得たるにあらば然るも其の初此邊故

彼に取にあらず時今又此を以て詞
を以て我人の往來を以て其の
今朝議以前に同じからん其の相争て
各無事ありむに志す此の意を以て彼國
に諭すといふは此年十月彼國同知
宋判事にして來り使す又此年夏朝鮮人十二人
因幡州に來り事東武に啓すを以て之に
釣命して是を逐回させし事あり 天龍院公よりて
朝貢の兩使に諭し又老臣にして兩事に書し示す其

の詞に

先太守因竹島事遣使於貴國者兩度使事未了不
幸早世由是召還使人不日上船入觀之時問及竹
島地狀方向據實具對因以其去本邦太遠而本貴
國却近兩地人殺雜必有潛通私市等弊隨即下令
永不許人往漁採夫鬻隙生於細微禍患興於下賤
古今通病慮寧勿預是以百年之好偏欲彌篤而一
島之微處付不較豈非兩邦之美事乎茲令南宮慇
懃修書使本州代傳盛謝而又貴國人十一口以今

夏拋錨於因幡以啓事為辭兩邦交通只由對馬一路盟約在前固係非小因下令於因幡即時趕回不容轉啓本州處平兩邦之間專掌通好其來久矣今乃一旦捨本州而由他路背定約而行私計倘使其事出於議府則當奉命遣使問其所以然議府審事理明國體誠信為念昭於乎日豈肯為此輕易聲濁奉哉故置而不問貴國宜嚴申旧令杜防私弊務使兩國之好不至於安全事端以取紛擾茲囑譯使體貼歸稟といふ故といつて可也

同十一年戊寅清の康熙二十七年元孝王二十四年禮曹參議李善溥於此事以復也大龍院公其の書於東武に啓せし儀竹の事及朝鮮人因幡州に來りしの時落着せし其の書九に記す朝鮮國禮曹參議李善溥奉書

日本國對馬州刑部太輔拾遺平公閣下
春日暄和緬惟動靜珍恙嚮慰無已頃因譯使回自貴州細傳左右面托之言備悉委折矣鬱陵島之為我地輿圖所載文跡照然無論彼遠此近疆界自別

貴州既知鬱陵島與竹島為一島而二名則其名雖
異其為我地則一也貴國下令永不許人往漁採
意丁寧可保久遠無他良幸良幸我國亦當分付官
吏以時檢察俾絕兩地人往來殺雜之弊矣昨年漂
氓事濱海之人率以舟楫為業颶風疾忽易及飄盪
以至冒越重瀛轉入貴國豈可以此有所致疑於違
定約而由他路乎若其呈書誠有妄作之罪故已施
幽陟之典以為懲戒之地另勅沿海申明禁令矣益
務誠信以全大體更勿生事於邊疆庸非彼此之所

大願者耶左右既有面言於譯使而然且魚一介行
李奉書契以來者似是左右深念旧約不欲規外送
差之意故先此修牘展布多少送於某館使之轉致
統希諒炤不宣戊寅年三月日

和文

頃譯使の回へる由きに左右面托の意は悉くせり鬱陵
島の我々地たる地圖の載はる如其事昭然たり其の
相たるの遠近は問ふ事なく疆界おのづから別也貴
州既てに鬱陵島の竹島たる一島にして二名あるを知

る時ハ其の名異ありといへとも其の我々地たる事ハ一
也貴島令故下ノ永く人の法如漁をる事故許る事
と詞意丁寧とつて其の久遠無事故たといふ
誠に幸也我國又且一官吏ニ命して時代以つて拾察
し其の南國人來往混雜の弊ありといふ一昨年漂
民の事辺海の人津自に舟揖故といつて業と一風勢
によつて貴國に漂到を候事故たは是を故以つて
疑がひを其の定約に違ひ他路に由ゆにいたるを
也是書の事に以たりて誠に其の妄作の罪有り既に

此を故逃隠しといつて後來の懲一且訟海の地方に勅し
て更に其の令故申明せり蓋誠信故務めて大体故全
し其事を辺境に生れふにいたる一めき候との事彼
此の大いに頼ふ知あるがや左右既に譯使に
面説してゐるだ一使致して来り一めき候との事
ふに左右深く其の旧約を念ひ別使を遣は
む事故欲せざるの故ありむよつて先づ書故修し
菜館に送りて以つて此書を轉し致さしむ
一按、磯竹島の事芝峯類説鬱陵島一名武陵一

名羽陵在東海中與蔚珍縣相對島中有大山地方百里風便兩日可到新羅智證王時號于山國降新羅納土貢高麗太祖時島人獻方物我太宗朝遣按撫使刷出流民空其地沃饒竹大如杜胤大如猫桃核大於升云壬辰變後人有往見者亦被倭焚掠魚復人相近聞倭奴占據礮竹島或謂礮竹即蔚陵島也といふに據るに礮竹の蔚陵島たる彼國又或いは未だ審りにせざるに似て宗氏家譜 光雲院公時元和六年奉釣音商人

礮左衛門仁右衛門逃在礮竹島須逮捕之以來因遣小田治部右衛門阿比留新左衛門等往捕之人見三右衛門吉田庄右衛門械送之伏見といふ時我がも又果して此まはらひつて我が境たりとやとまごころしやへ其の逃人故捕ふるの事此まはらひ因幡伯耆に命をばして特に我州に仰らまはらひが如し大抵其の海中に有りて來往に難く又兩島人混雜の弊亦あくむ事なかりて彼國滯民を刷出し其之地故空しくせしや因幡伯耆の人海中の

空島也とていつとなく其の島に漁採せしむ
也明の章潢が圖書編日本国の図又竹島以
つて伯耆の地として且注して伯耆の海俱自沙
魚巢可泊其鎮為阿家殺記為倭子介為他奴賀
知其此為竹島懸海三十里と見へたり又元和四年
戊午此年七月彼玉禮曹糸議奉命男 光雲
院公へ呈せし書に頃者倭人馬多三伊等深名
被獲於邊吏問其来由則仍住居三尾関而往澳
于鬱陵島遇風漂到者也茲順付歸倭船送回貴

島惟冀轉送本籍使之安撫幸甚といひ寛永十

四年丁丑七月禮曹糸議奉命書に即着東萊府

破馳啓有船一隻漂到蔚山府鮫魚津被邊臣捉

住撤問原係自稱本國伯耆州八木子

按来字村之記

市兵衛家丁為捉魚取油聞三月初九日来到竹

島六月二十九日自本島發向本國逢逆風漂流

至此之故即令本府照依前例各給口糧另加款

接發还貴島以馮心轉解船上物件凡二十二種具

在別幅一併送解といひ又此後寛文六年丙午

禮曹參議鄭斗卿 天龍院公江呈セリ書の略に
即接慶尚左兵使馳啓七月初六日有船一隻漂
到長鬢地面舩中二十一人俱免溺死委遣譯官
問情原係貴國伯耆州米子村居民入往竹島漁
採回還本月初三日猝遇颶潭流至此云故即令
奉道優給衣糧護送館中以憑轉解云々といひ
事有り以前 萬松院公の時磁竹島嶽着番を
この事有りしに其の時彼を磯竹の蔚陵島に
て蔚陵の我國の地たりといひ一時此の教書又如此

くつゝもの誠は其の前後明白ありたものありと磯
竹の蔚陵島たる我州既に明くに此を以て知し
時ハハの時有りて宣しくはの事の始末を以て
明くにこそは 東武に啓し又彼國に告て其の
前後明白ありたもの過はたし其の海中の空島
たるを以て我々の人いつとも往本し但其の磯
竹たるは知て蔚陵島たるはたざるの由を論して
其後漸くに 東武の命を以て其の界限を明
にし我々人往來の事を禁せざるを以てのありは

事 天龍院公實錄抄り考ふに

第廿六代 大猷院公諱ハ義方從四位侍從對馬守

と稱し其の時 當上御諱 慶仁 清字元祿十三年庚辰清の

康熙二十九年 朝鮮元孝王二十六年此の年十月草

梁館修補の事始り同十四年辛巳の夏に成り

ハ按之けの時朴同知巡管の関字成持來りて裁判た

りせり其の畧に更考倭館修理時騰録則令番所

入雜物比前減數者幾至於半此則多幸倭館設

入在於戊午而至於戊辰壬申而函巡修改其時

監董不過一時之救急而不有後慮之致今番若

于修改之後旋即頽落速修之事又如前日之類

數則前頭之弊亦極無限勿拘價本之過觸一從

倭人之言而使之修治以定年限限内傷毀處使

彼擔當即今雖有損失之歎自當為日後除弊之

事云々とありし其の年限成定ぬ此は成擔

當たる事我州此は成肯也さるしあり當也り

と一いなり

ハ又按之此の時修治の事彼国其の價本成我に送

り我として代りて此より修補城いたさるに約
せり其の後彼国其の任譯監董宮等々以て價
本城講定あるの事其の數甚過當ありといひて
各去きを罪に處し終に其の足數の如く價物を
納せ完くせりし也此の事始末記録に詳也より
て此の後正徳乙未年西行廊重建の事及び
享保癸卯年西館修治の事いつきし此の例に
依らば彼城よりつたてて城ありし例に
たらしめ違新の事ありしあり以つて後來

の式たるを（たゞ）の事記録に挿り考（按）門文内
に勿拘限

本之過筋一從倭人之言而使之修治以定年限
云々とふ時其價本城我に送り我代りて修治せ
しむの事此の時に始りていお辰壬申あ辰の事又いつき
し彼ふいつたは是城終治したるを見たり且此関文にいこ
や辰午は我むえ和四年明の萬曆四十六年に當りけの年
釜山館治て營造成りしと見たり辰寅永五年壬申八同
トく九
年也

正徳元年辛卯清の康熙五十年朝鮮元孝王三十七
年此年彼国趙泰億任守幹李邦彦城して来りて
文昭君の継位城賀せしむ時信使持し来る朝鮮國
書左に記に

朝鮮國王李焯奉書

日本國王 殿下

聘問之濶條為一世竊承殿下克紹基圖設救區域
其在隣好曷勝欣聳馳崇价庸舉信儀修睦致慶
式循故常仍將蒞品聊寓遠忱惟冀益懋令猷永固
交誼不備辛卯年五月日朝鮮國王李焯別幅人參
伍拾觔大縐子拾匹大段子拾匹色大紗貳拾匹白
照布貳拾匹黃照布貳拾匹黑麻布參拾匹虎皮拾
伍張豹皮貳拾張貂皮貳拾張青漆皮參拾張魚皮

壹佰張色紙參拾卷各色筆伍拾柄真墨伍拾觔黃

蜜壹佰觔清蜜拾器每缸壹斗鷹子拾連駿馬貳匹鞍具

降辛卯年五月日朝鮮國王李焯

按此時我國答書日本國王源家宣奉復朝鮮國
王殿下玉燭時和應二儀之交恭定隣世睦誥百
年之欣惟禮幣既豐書辭且縟其於感戴罔罄敷
陳有少謝儀附諸歸使願符善禱永介純釐不備
正德元年辛卯十一月日日本國王源家宣別幅
鎧貳拾副太刀貳拾把長刀貳拾條厨子壹坐全

副展風貳拾對整正德九年辛卯十一月日日本

國王源家宣

此時文昭君復号の御事公使致して特に書状礼
曹に送りとるは報せしを略に茲告東武頃右
復号之奉恭惟貴朝書式一用天啓肆年以前旧例
とありし也礼曹參議吳命峻我州に復せし書
有り左に記す

朝鮮國礼曹參議吳命峻奉復

日本國對馬州太守拾遺平公閣下

高翰忽枉承詒 燕炎興居珍惡良用慰沃未示事不
無可論者蓋兩國交聘之降名辨儀式所係俱重今
貴國苟復舊號欲改書式則宜趁前日講定之前詳
報事由預布情悃而不此之圖乃於書函已封使車
已奉之後以片辭遽發此請是果誠謹之道否夫貴
州而猶自知其有失慎重况我朝廷耶是故有司將
接禮以斬之我王殿下特推寬大之度謂以所言既
異新創礼節之失不必深咎遂命追改国書如天啓
舊式用副勤請此不但東武之所宜體悉以貴州之

居聞博命尤當銘感奉朝之德意惟左右諒此益勩
恭恪以永贊隣好焉不備辛卯年六月日

和文

ちり書教被枉らるる事如の事与わ聘を交わ
るの降名辨儀式関ふ如但に重し今貴不用号に
復し書式被改ためむと欲ま事あらば宜しく其の
旨目講定の前にありて詳りに其の由被報し預しめ
其の情被布く辱し今書函既てに封じ使車既に
發を候の後に當りて遠くに片言被以つて此の請被

いたまとの又誠信の乃とら辱れむや貴州にありて行
つた其の情重の乃に失ふ事ある事被知況や我
物廷におひて被やまらむとつて有司其の礼に據りて
固く請処に従がらむ事被欲に但我王殿下特
に寛大の意被推しておまへらる今法ふ如其の旧号
は復まらるの事より新にたまは創むるにあはれ其
の礼被失に至りては必らば深く此を被咎めさ
し遂に命して天啓の旧式の如く国事被追ひ改
め以つて勤請に副はむ此を唯に東武の意被体

ハ登き処のこゝろハ其州のるに居り命被傳りて以つて尤も本朝の徳意を銘感せられたる也宜しく此の意を體し益恭順を勉めて以つて隣好を相くるべし
又按に此の書其の辭を措くのる東武に披露し難きに似たるを以つて姑く其の書内其意被取りて此の啓聞せられたるあり

又按に此の時 文昭君復号の時復以前慶長十二年未年より寛永元年甲子年の信使に至るまで彼の書いつても我の將軍被稱するに日本國王

被用ひしとも我の國書いつても日本國姓諱被以つてして王の字を用ひらざるも也其後寛永十三丙子年の信使に至り 大猷君被書被りて日本國大君故用ひ書しあるは國王の稱被避るる也
按此事後に此年に至りて彼國被りて見へたり
又其の旧號に復し日本國王被以つて稱せしむ且我の國書又同じく日本國王姓諱を用ひ書せられたる此も被傳の御事とす也
又按に寛永十三年信使被録に 大猷君の御

時御称号の事朝議ありしに我國の將軍とて一頭
ハ王と稱せしむハ御遠慮の御事にて又東都と
唱へし然る處ハ東武と書載ある處ハ王ハ稱せしむ
がたく將軍ハ中國にてハ中下の官也書稱ハ大君
と稱し唱にハ日本上様とてハ如何と林通春と
みきりしハ御詔のつじも其旨に同せしむたり
又我々の年号を用ゆる事御詔を以て土井大炊頭
公酒井讃岐守公同しく仰せしむに此事日本
第一の関也朝鮮ハ中國の藩臣にて我々の

如きハ開闢より紫宸殿を立て年号を定めし御
事ありし我國の年号を用ひしは然る處ありし事
光雲院公へ仰せしむと見へたり此時東福寺
璘西堂輪番とて始て来らむハ以來いつまで
我國年号は用ひ東武と稱し又大君の稱は
用ひらむ御事と本より今復年号の御事い
あらむ

此時彼州國書改換の事 公大炊頭 禮曹に告ら
せたり 禮曹系紙 宋徽殿 城して書は復せり 其

の書札に記し

朝鮮國禮曹參議宋徵殷奉復

日本國對馬州太守拾遺王公閣下

榎使忽届華札隨至憑諦寒節行李安穩慰沃倍品
信使之行水陸萬里無事得達此莫非貴州辛勤衛
護之致尤以為荷第國書中既曰犯諱茲以改送而
至於兩國書式自古以來有一定之規而今忽變其
舊式實非意慮所及所當據例爭執而儀式關事有
不必一一爭較者改書以送幸望貴州即須傳給於

信使俾魚中路留滯之弊幸甚不備壬辰年正月日

和文

榎使忽至は信使の行水陸万里事無くして達
たる事知得るもの貴州辛勤衛護のいたる如に
あつてもいふ事あり感荷の至也但國書中諱は犯
はるものありといふ事以つてこゝに未だ改めて以つて
送るあふの書式に至りては古より一定の規有り
今忽其の旧式を變ぢはるの實に意慮の及如に
あつれば且しく例に據り未だ戰爭を免る處にして然り

規式間の事に至りては必しも一と争ひ較ぶべきもの
有りよりて改書して以つて送る貴州達々に去きを
信使に傳へ其まじく申改る悖の契あつてめが
幸甚

按此の時我國答書内彼の国の廟諱と相犯の
字ありて以つて信使其の改撰を求め我國答るに本
書内又我が廟諱を犯すもの有り姑く相好むの
意はとめて此まじく文たりとて我々書改ら
せ事故求め宜しく來書故以つて改ため來

らむあるはかたし我々以つて彼まじく
其の國書を朝鮮に送りかへさむ又我々書書を
改撰し鈴木飛彈守と名は左邊の御して大坂に
もちたりたり公に附對州にあひてお換へ
しむ皇年壬辰正月彼國改造の國書故持來り
對州に有つて相換へ信使其の國に歸まり彼の
國書我州此まじく大坂にもたす一至一城代土岐
伊豫守をして去まじく東武に送り致さむ此
の事正徳信使録に詳くに見へたり

此時儲君禮物執政禮曹通書此度より停止の事
公上之儀萊府に報せられたり東萊府使李正
臣我州に送りし書あり左に記す

朝鮮國東萊府使李正臣奉書

日本國對馬州太守拾遺平公閣下

緬惟清和興居珍延近因使事頻接音耗良用慰沃
第貴差所言書禮請除事竊以為不然蓋本朝於信
使行贈遺禮物於貴大君之胤子者肇自壬午何時
以新生為賀而亦有禮物則今何独以猶在襁褓時

未定封為薛耶禮官之通書貴邦執政者其未蓋之
有非今日所可遽廢也通書始自丁未則己酉約條
之載不載非所可論且當兩國之重尋和好貴國先
還停口連我遣答使禮官之有書者禮也刷还事則
特其附及而已厥後雖無別事所附每使輒有書禮
則其可謂我有求而為之耶夫交隣禮際幣物將意
古道然也今所停除雖無損於我我所重者在禮而
貴邦之遽欲並廢其禮者抑何意歟大抵兩國之間
有事則必有辭命茲事果是貴州受江戸指意者則

宜以文字通報今欲变改故常而曾無片牘之見及
唯来差口舌是憑不用子成嚴有院傳奠時別軍之
前事此在貴邦既有欠於審慎我朝廷亦無可以徵
信茲用馳書奉問望須明示江戸之指意使兩國交
際之禮靡有隳缺幸甚使能齎待回復以發並宜諒
之統希崇照不備辛卯年四月日

和文

近比使事に因りて頻りに来教に接を事成得たり
但貴价のさうぶ処書禮成除くを請ふの事窺りに

おとへくはらば本館信使の時禮物を貴大君の胤
子に送るもの壬午年より初る此の時新に生るは以
つて賀をいたして又禮物有る時ハ今いうむぞ其の年
知くしていふた封を定めざるを以て其の禮物成傳
めむ事成求むるむや禮曹の書成きふ執政に
いたれもの其のよりて来たふ事既に久し今日
の廢成に処に非ざるものあり其の書成通を
るの事丁未年より始ぬる時に西約條の載に
ると載せざるも又論に成き処にあはば且南国

新に和紙結ぶに當てても先づ俵口紙をささよ
りて我國信使をして其の回答の禮を修めしむるに
當て禮曹の書を政府にいたるものにおまき禮ありら
の倭虜紙刷還しむるの事を載せしものにおまきら
此まを書し加へたりしもの其の後事の求むる紙
ありといへども信使の行ある事に必ず紙まに
書紙通ぢりおまきおまき處ありしもの此ま紙を
しつゝおまきもや交隣の多幣物紙以つて意をいた
は古しへよりし紙おまきとあり今此ま紙停めむ事

紙おむ我にあつて損を。紙ありしもの我ら重むお
る處其の禮にありておまきの處に其の禮を廢せ
むと欲するもの。又果して何の意やや又おまきの
事有る時心し紙書契有り今此の事貴州果して
江戸の指意を交はしもの。宜しく文字を以つ
て此まを通報し。今其の舊式を改めむと欲
し。その一字の書し及ぶ。但來紙に
紙おまき紙停めしむ其の壬戌年嚴有院奠儀紙
停むるの時別單紙以つて書し。示さふとの舊例

於用ひびくは貴邦にありて既に審慎の義は
欠く事有り我々朝廷又以つて據り処とを以て事あり
按壬戌年日光謁廟及嚴廟の尊儀は傳めらるるの事彼國大
司成書し示さるる事は請ひしに由りて大法院公判等
於以つて書し示給ひしありよりて之に書はせし以つ
今此の例を援しとのありて此意を告ぐ宜しく明かに江戸の捕意は示し
國交降の禮はして缺く処をわがしめし事甚信使
船又回復は待て後し去りしむを統一統て崇照は
ちひはるるの事

按東萊府使右の如くいひしに於以つて我州其の
書に復ゆる事略に此二事出於東武之命而幣
州推知恭遵朝旨謹達貴邦而已至其意趣所在
則豈幣州之所預聞哉未有定封云々者亦不過
弊差一時料度之言非東武有此分付也とあり
し也

又按儲君の禮物禮曹我々執政へ書信をいたさ
の事此時より傳りし由又五処路宴之度は城
門外下輿階下迎送等の事此時より始はる儲君
禮物の事實永癸未年彼國信使はして嚴有君

の降誕を賀せし始り後天和壬戌年又此の例
に依きし也但癸未年其の幣不受くこの事の
ありて信使拜謁の禮あかりし也壬戌年に至り
て其の信使をして始て拜謁諸君にいたさしめら
せたりしに其の例ありしに此事は難たむを
又其の時徳君の年幼なすて執政をして姑く代
りて其の拜謁を交しめらるしにいつて信使拜謁
位おいたして退りゆく出入の事ありしによりて此度
より其の禮は停めらるし也且彼々禮曹我が執政

に通書せし事慶長十二年信使始て來りし禮
曹参判吳億齡其の奉命を奉りて書信は通せし
事始り其後此の終いに其の例とありし事
に此時に至り以前室町家の時信使來聘ありし若
其の事の告ぐべきありし彼が孫政府我が管領へ
通じたり其の他九州探題又左右議政に書信
通ぜし事あり但管領及各州郡私聘の事あり
しにいつて禮曹に通書せし也我々執政は室町
家の管領也今禮曹通書の事定例の如く

多とのあたらずるありとて此の事又廢せしむる也
其五所臥宴下輿迎送其の外の式に至りて大
抵彼ら我國王使女接待の式海東記に見へしに
よりて斟酌せしむるあり此の事詳に正徳信
使録に見へたり

此時交奸の事新たに約條に定めらるるあり
松丸に記し

新定約條

一馬州之人出往草梁館外強奸女人者依律文論

以一罪事

一誘引女人和奸者及強奸未成者永遠流竄事

一女人潜入館中而不為執送因為奸通者亦用次

律事

辛卯十一月 日

和文

一馬州人草梁館の外へ出て往却強て女人を奸せ
るは此の律文に依り第一等の罪故以つて論断

せらる事

一 女人被誘引して和奸し及強奸して其の事未だ
成らざるものハ永く流罪の事

一 女人潜い館中へ入り來りておどけ執へ送らばよ
つて交奸するものハ又其の次律に用ゆる事

正徳二年壬辰 公胤子彦千代の図書被請ハ
は聖二年癸巳彼國禮曹參議趙道彬をして
書被復し胤子図書被送り也此年八月胤子歿
せり也故兎名送使の事あり聖四年甲午其原
作右門被して彦千代圖書をよきたりおせり

天保寶永六年譯使護送の載判詔田權兵衛被
して此のふ被請いきたりしに其比交奸の事有り
しにやうて彼も其の圖書被求めたりの事あり別
書被備へらるるべし也此被譯使被坊の書内に事
を送りし事儀式に違つたりといひて其の事落着
あかりし也其後載判寺田市郎兵衛被して其の
圖書被請きたりしに彼國又別書被求めしにやう
てけ時 公再い別書被傳へたる此事を請て
也禮曹參議趙道彬復て書左に記し

朝鮮國禮曹參議趙道彬奉復

日本國對馬州太守拾遺平公閣下

様便鼎來芳楫隨到憑誦比聞興居珍比良用披慰
所示圖書事非常格先朝特許時固日後勿為例則
今不當以此藉口有若應行之典且貴州前所祈請
亦有違於儀式者故有司宰執不可而我王殿下曲
推寬大之德命依所請貴州可以仰體至意然此亦
一時之特恩非他日之可援例並宜諒之別幅依領
薄儀回敬統希崇亮不備癸巳年正月日

和文

據使來り芳楫に到るるに先朝書の事もと常格
にあはれ先朝特に出せ給ひ許るの時嘗て後此も
以つて例とせば事あられども今此の事を以つ
て定式の如く之も事あるに及ばず且貴州前日此
を請ひ求るの時其事又儀式に違ふもの有り
を以つて有司堅く之を許さず事欲せん但
我主殿下曲て寛大の徳を推し命して請ふ如く依
らむ貴州仰て去の至意を體に及ばず然も去も又

一時の特恩他日の例を援くを以て之を以て宜しく
並に此の意を察しん

按て此の書に先づ特許時固日後勿為例といふ
を以て其の考校失ひしとのありて實永十九年禮
曹參議太子基祚光雲院公へ復て書に新舊
圖書姑許并還此一時特施之恩非他日可援之
例といひたりしを以て兩児名圖書并許の事にして
其の一圖書姑許の事他日の例を以て之を以て
しに以てあつざるあり又其違於儀式者といふものハ

其の児名圖書を請はるの事先記ゆへありて此を
松譯使改送の書内に以て加へらるたりしを以て
をいひし此の事記録に見へたり

又按て児名圖書の事國分寺公の御時より始は
り其後熊島の圖書船ありての外未考あるもの
ありて壬辰後光雲院公彦三の圖書ありしより
按て光雲院公初彦十と稱せし時彦七の圖書姑送り
也程あり彦三と改らるし一區して彦三使といへり
例して天龍院公又彦は圖書ありしあり其の
児名圖書といふ其のいふだ州を承りし時

私を悔ひ処たるを以て其の児名城鑄送して其
船を許しそのあり其の襲封あるに至りては児
名圖書連に還して送らざるべきの理ありて
然り 光雲院公州守たるは後元和三三年
児名船城遣はたりしに禮曹佐郎吳益煥は
事城復して所送船隻此乃足下未陞襲時所私
也今則既為島主名無所據兩國和好惟在誠信
何必乃爾只限今番接待以送足下洞燭此意後
無為例各守成規一遵約條永以為好豈不美哉

といひ又承襲島主之後仍用二圖書何異一人兼
兩人之餐者乎此理甚明雖兒童亦足知之而足
下尚不覺悟良可惜也といひ又當初特賜圖書於
足下者以島主之子貴官及嗣而島主今已下世
足下承襲先職則今日所當用者乃是島主原有
圖書其可豈受二圖書乎といひくると終に毎
年使船城遣らざらん也其の子細城去下按東
萊府
使半厚中に復せし書に彦之圖書成之母仍為
執用義成亦不得擅便為好言於我曰我之得子
遲速未可預料請姑仍存圖書故我朝廷亦其事
閉母子不欲強拂其意因以許之矣其後彦滿之

生而不納彦三圖書而亦請彦滿圖書我朝廷以
魚理責之云云とあり又俗に傳ふ印信還納の事つ
まじ指館の後にあり時ハ見名圖書を以て送らるゝの事不
吉の例に似たりとて威徳院太夫人よりして是地法事
也といへり此の事 天龍院公 其の後寛永九年壬申彦
満圖書城請きたりし時禮曹參議城して

光雲院公へ呈せし書に太守新有亂曹之慶名
以彦満自本曹已行賀儀統應依照舊例造送閣
書往時所受太守小字彦三圖書須先回送然後
本曹當以彦満填作圖書以送此乃事体之當然
惟貴州委諒此意明行替換存前例幸甚といひし

うゝ如座元 按ニあるハ徐府 城して彦七圖書城還さ

しめ彦七の圖書城請きたりよりて又彦満船の
公木を増加へむ事を求めらるたりしに彼国其の
綿布城増の事城許されしを姑く彦七彦満の事
國書城兵せ返りし禮曹參議 幸基祈城して
幸城 光雲院公に致して函圖書並還の事
此を一時特施の思はして他日の例城援く登地り
のにあつたはの意を以つてより 按ニ幸基祈が書
前に見へたり考へ
見り 出さるよりして毎年兩見名船城渡さるし

也 按彦三使船寛永十四丁丑年以來 其後明曆之
也 毎年兼帶として送る事あり

年丁酉 光雲院公指館有りしより豊成は戊午彦

三圖書抄還さまたり彦満使以前彦三之船を許

せし例によりて毎年 義真の書に彦満の圖書

を押し兎名使抄送らざたり 按彦満船を舟して早

ハ書契に 平義真の諱が用ひて其の彦満の事本抄押せり

たりし又彼も平義真條船と稱せりとのあり

其の後貞享甲子年胤子 右京の圖書抄請

せしに至り彼國其の彦満圖書を還さまば 右京

圖書に改鑄し此つておくる事しといひ且以前禮曹

抄して新旧圖書姑許並還此一時特施之恩非

他日可援之例也といひ遣たりと彦満右京

の両圖書并許の事本抄ありあり 按此の事貞

享圖書を清ましの所 終此の事落着あかり

に参考へ考へあり

か 右京の圖書中絶せりあり既に

靈光院公指館有り 公は以つて胤と直に襲

封ありしあり 公にあつて又兎名の事ありしや

又按兎名書契往復の事 光雲院公にあ

りて彦三圖書船始終禮曹佐郎より復出

來せり天龍院公の彦満船に至りて始て禮曹
參議より復書せりといへども又奉復對馬州平公
義真閣下成以つて書せりありけの書式甚當分
が存を以つて此後胤子 山名丸の圖書抄許也
時に至りて其の書式を講定して禮曹參議姓某
奉復對馬州平胤公閣下に成りしや此の事詔録
に拠り考ふべし

此の年正川東萊府使李正臣去年我州特鑄銀の
事を彼の國に報せしに答へ書有り我州の書

の略は我國銀幣更改之後彼此轉換非無弊端今
特鑄造令便館内貿易云々とありし也萊府乃

答書左に記す
朝鮮國東萊府使李正臣奉復

日本國對馬州太守拾遺平公閣下

前春惠翰迄今慰沃緬惟新正興居迪吉頃在貴州
之請改舊銀貨也朝廷始頗新固者蓋慮其終有弊
端矣今果有復旧之請復旧誠是也可不准許茲依
奉示分付賈人使以八星旧貨交易通行而第懸遷

貨物有國所重須有一定不易之規然後誠信得以
相字流行可期無滯日後若或以六星若寶字開
出混用則非但貨路之不通亦有欺於誠信之道此
則唯在貴州持守明約終始無替並宜諒之盛貶多
荷蘇品回敬統希照亮肅此不備子辰年正月日

和文

前奉書以是是今に至りて慰汰せり頃年貴州の
旧銀貨改ふ事以請ふ朝廷始頗る其の請ひに
應せり事以難たむ事其の終いに弊端あ

らむ事以之也又テ果して旧銀に復せり其の請有り
其の旧銀に復せり誠は是也夫其の許る事あり
了應んむ也之に來示に於て其の商人に分
付し八星の旧銀を以て交易通行せむ但
貨物を交易するの事に以たりて國はたすの其
重むざる也也宜しく一定不易の規ありて去り
ふして誠信を以て相通ざる事以得流行又滯る
事去かる也一日後又或以六星を以て宝字
を以て相混し用ふる事ある但に貨物の通也

魚而近年以來入館商賈逐歲蕭條所攜參貨性品
劣惡不堪藥用燕市資來段匹其數已少亦多粗糲
絀薄之貨此豈貴國當初開市之意哉切希熟察事
情嚴如申飭令生華於貿易之間幸甚とありし也
時東萊府使李明浚我州に復ヤ一書あり彼ら貿易
間の情を見つゝ其の書に記し

朝鮮國東萊府使李明浚奉復
日本國對馬州太守拾遺平公閣下
護船遠來珍械鼎至仍審雅次請勝欣慰良深我國

參採漸益艱乏至於絲段元非土產品者數少其勢
即然而來教如此敢不申飭開商多儀承惠菲表
忱肅此不備乙未年三月日

和文

護船遠く至る我國參貨土產を採る事漸く益乏
し絲紙に至りては本我が土産にあらず不考り數少
き其の勢にのつゝ絲多きものあり然し又來教の如
く土產を商人に申飭せざるを得ずや
按開市の事彼處にありて其の利を誠に不

貨たりとも彼も常に其の交易を欲せざるが止む
となく我州の為に姑く商を通さるが如く其の
貿易を難くして我々に其の品あり数少きを以
つて告ぐに至るしめ又在貴州之添價善買と
いひて以て我に通りてより其の價はして貴か
しむる等の時あるをきしもの也

此年 公銀兩は朝鮮釜山郷通事に賜給し美田は
置き以て其の生活は資しむ

此の年三月 公書は禮曹に以て去冬虚船一隻有

り我州之島に漂到せし歲船に附して送きたるに
後六年丙申に至り禮曹参議洪重夏始て書は復し
此後虚船送をに及ぶるの事はいひあり此の事記録
に詳也禮曹参議洪重夏復せし書はに記は
朝鮮國禮曹参議洪重夏奉復
日本國對馬州太守拾遺平公閣下
便至承書憑患興居慰院倍品漂到虚船附還徒勤
須革前例後勿出送多儀謹謝薄物申敬惟冀幸亮
不備丙申年月日

和文

便至る書は承る虚船附しをさる徒に勤めたりと
いひつゞけ宜しく前例を革め後又出し送ると云ふは
虚船の事

按此時訓別裁判樋口久米右衛門へ送りし票文
今番禮曹書契中以虚船後勿出送之意既に書
送則此後我國漂去之船毋論公私大小船而所
載之物雖戰器穀物之重果魚人名則便是虚船
依書契後勿出送事とあり

又按虚船送るの事以前より此の例有りしや其の
送還は停むの事此時より始り也

此事我州大浦伊右衛門譯使の船將安時迪と通同潜
商せしにより老臣以て書は菜釜に送り且伊右衛門
は械送し二岳にして大を以て死刑に處せしむ其の
書に茲告大浦伊右衛門與貴國人潜商人謀劃即
捕捉嚴加拷問則與譯使船將安時迪通同犯禁云
曰此今番樞送館守處處斬示衆以伸國法犯人安
時迪亦在貴國照法處置以全誠信之約爾竊念潜

商之禁彼此無殊頃年以來犯者倍多耳濡目染漸
以成習倘不痛懲恐致大患惟願申飭譯商令其遵
守法禁毋敢輕犯千萬幸甚とありし也
聖甲午年東萊府使李明俊 公に復せし書有り
尤に訛以此事潜商一件の訛に詳也

朝鮮國東萊府使李俊明奉復

日本國對馬州太守拾遺平公閣下

緬推抄秋鼎茵珍番頃者本佐替報潜商聞未驚駭
宜即正法而貴國人先已被辟作奸情節未盡究數

今方連施拷訊期以輸款亦當申飭商譯益嚴汰禁
統惟崇亮不備 甲午年九月日

和文

近以奉佐尤右に代りて潜商の事城報せり聞来りて
驚駭いたへば宜しく即其の法を正し處くして貴
國人先此既に死刑に置るは以つて其の奸は
おんの情節いまた去まは究問せよと城盡さば今
ゆきにおきを拷訊しとつて其の實城ひたさむ
るに期せり且商譯に申飭し益潜商の禁を嚴

にきだれぬのこ

「按て安時延潜商の事此後數年以經て其の事終
いに落着きありし也後享保二年旗組 喜兵衛
全止男潜商の事又彼国へ報せりし事同一
く落着きの事あり此事又洋に訛録に見へたり
又按て潜商の事彼此の同じく禁むる所たりとい
へども其のちまた禁むるやむに至りて各同じ
かゝる事あり此の事論しる前に見へし也且其の
禁むるの罪固に輕うべしといふも然し其

の品物既ていふ寡の事一かゝる事ありて其の奸詐い
たはの情又輕重の差あり且其の法は違ふやむに至
りて又國ごとに同一かゝる事あり一緊していふを
たにあふはとあ時延が事其の國法によりてこと
材料に處し誠信の意は完なくせむはとの固に交
隣の道たをせむといふも但其の始既して彼
此一罪は以つて約せりし事によりて其の刑は施
の間甚だ處しがたきはとつてかくして其の落
着きまに至りし事ありまき其の法の嚴あむ

事欲して之りて其の緩き故に又其の約成
してまざるも也其の始に謹みたる所を
このあり

又按て潜商の罪を以て固に恐むつて之を
然も既に軽重の別なきも又或は其の
情の愍まむ所を以て奸類に覺し海禁
を犯し其防を越てはしむるに亦其敵國に通
し公然として王法を蔑する以前の筑前の高伊藤
等が其所のどくを以て偽船とせり其終に与

國大患の始たる處に其の黨を捕へ戮し以て教
後亦其誠しむるも又官禄ある人其の廉
耻の心は失し或は其の身監守の賊として賊の守り
遺棄して禁地を犯すのたゞしつても厳しく處して必ず
に官箴を明にし士風を正しくせむいある所を
也但し^{コアキンド}經紀の人を以て朝夕の營にかたく且我州
のたゞし地編にして民貧しよりて相易て食ふの
便あり^{テガテ}居むるも禁地を犯すに以たるものあり其の
おに至りては其の情のあはれむるもこのや姑く

我州城以つていりて宜しく多絳緞紬のたぐひ以て
より官市に要むるにありて除くの外大に之を許し
て其を以て心に悔かして交易せしめ舟車の税に
至るまで之を征するを以てひろく其の生活
の路城開かばおのつか禁城犯をその少ふかむ大
抵其路にわたきよりして禁城犯を者多し禁を
犯はとの多にによりて人をして誅に處せしむる時
をむるを姑息に出でさしとあたはれ其の姑
息に出るによりて民公法城恐る事なくして之

つて後侍城おひはらふもの多しゆにいつておまを
察せしむるに勞して民よく巧也いたぶるは
又より彼の賄賂囑托の弊あるに至りより之を
おに古くは明王の刑罪城改らるるに民の為に書
除き其のあ堵の樂城城せしめむと也後世に至
りては其瑣細の事に至り少しくも利あるもの
は其の利城して全たく官に歸せしめむと計り
るの民の困るを思はれ其の困にたへざるによ
りて一たび禁城あやほると有まば公法城犯

せりともこそ此世を孟子のいひゆる民は細き
このあり漢唐よりしてわあうた然り仁人君子
の惻然たる處きこのあり

正徳五年乙未此年 有章君不例の事ありしに
より我州特に書状某府にいたし棟蓼城彼書に
求めし其の書略にて極品棟蓼蓼拾斤貴
来以副上用今所懇心亦雖出例外貴府幸體此意
速賜如教應付曷勝感激とありしに彼も其の
事抄果す後享保三年戊戌に至り其の斤数

減じ且も此質蓼と東某府使城して書状復
して所求棟蓼事出規外教亦過多而係是緊要薬
用雖未准副特許質送貳拾斤隣好之誼不得不然
而至於質蓼時書契從前え無此事未後則一遵舊
式是可望也といひし也へ我州其の申請改め
て質蓼とし且斤数減し又たとさるに延引し
其の期は失せし事誠信の通にあつてかくの如く
あるをいふ姑く其の書状受けて入蓼城還
さしに譯官等累りに此の事を哀訴して

を可なりしやへむむとなく代官故して其の價に
よりておまは買しめふたり此の事記録に詳也
按此の事彼まがまふ不誠信の道にあつてま
して如此ある處の所といへども又其の後來の
弊はえりしやへ也おま等の事によりて以つて
彼まが情は見づる

正徳六年丙申去年冬彼國知世浦船一隻有り
我州三島へ漂到したるに破船に至りし故此年
公別使故して此の事故禮曹へ告らせたり此の年

正月南海船一隻我が志多田浦へ漂来たり二名
洋中に溺死し生存五名ありしにありて公又
使故して書状禮曹にいたさしめせたりお
ま壬戌年彼國人我州に漂到せりといふと
し其の破船あるは殞命の事有る時別使故
しておまに報告せしむるをまの約定ありしに依り
てしそのあり彼國其の回契は送るにいたりて殞命
使の例のおとく回答せしむる破船使の回契に至
りて其の別使故にいたさるこの事壬戌約条に

遠へりといひしや我州其の書状受らむと
く彼終ひに去まは改撰して送りあり此の
事記録に見へたり其の時禮曹系議李漳復
せし書考として尤に訛に

朝鮮國禮曹系議李漳奉復

日本國對馬州太守拾遺平公閣下

榑便帶楨就審興居珍衛良用慰荷潭民護還隣誼
可見第朝廷特許接待別使此出於一時異數而有
違壬戌約条自今以後切勿為例次傷誠信幸甚盛

貶多感薄儀是媿惟希宗亮不備丙申年月日

和文

潭民護還以つて隣誼は見つる但朝廷特に別
使は接待をさすは許るをその去ま一時規外の
事にして今別使の来たる去ま壬戌約条に違は
の也今よりして後去まは以つて例として誠信の
誼は傷あらずとむ幸甚

按此の事我州去まは受らむとざりしは彼も
其の詞は改撰して榑便帶楨就審興居珍衛良

用慰荷第今別使護還有違王成約條前頭信使
時固當更申前約而隣好之誼既出勤厚接遇之
儀特遵恒規幸領此意益懋誠信盛貺多感薄以
是媿惟希宗亮不備としたりと又我州又再改
撰の事故亦めらまじりて更に改撰して來せし
也

又按以前元祿十年丁丑慶尚道熊浦の人父子
一船に駕し加徳島へ向ひしに其の子海に没し
父一人我州へ來りし事有り其の時秋山折右衛門使

と有預命の事故彼國へ告らるしに東萊府使譯古
かして館ちに謂く我ニ名潭流して一人我々海
港にありて海死し又其の死軀の送るあり貴州
土を預命有りといひて別使城送るの事理に有
りて當らざる也此の後かくのむねの事接待城
以たさるは危しといひし其の時の館守唐坊
新五郎潭民順付の事始く壬戌年信使の懇
請より出て我國の制と順付の事あり破船
預命の事に至りてハ別使城以つて告報せし

るしの子勿論子成約条也といひしやへ其の時事河
たりしや此は殞命使のよ何の出入もあかりしが破船
使に至りては此はより始りしありとて甚事むつら
しかりし也 按元禄十五年因城船指首へ漂來り破船
せし事有り此の時譯使安同知朴同知
等其の歸船に順付を事請しとて書契を裁判順付
て送らざりしやへ特に破船使ははさきし例以前ありしや
かくいひし 此時東萊府使其の訓別に傳令せし
略に壬戌十月奉行答書中所謂破船殞命者蓋
指船隻致破而至於殞命者非以破船及殞命分
而言之又云今此知世浦潭人船隻雖為到彼致

破而船中之人魚一殞命則曾魚以此差倭接待
之例而所謂破船殞命者蓋指船隻致敗而至於
殞命者非以破船及殞命分而言之勿行茶禮勿
捧書契之意自朝家既已覆啓命下則一依朝令
奉行之外更無變通之道知世浦潭人領來差倭
徒速入送之意責諭於館守倭處宜當者と見へ
たり此後享保四年己亥信使の來たる又論して
此の事に及びし也其の事享保信使録に考へ
見つるし大抵壬戌年の約に破船殞命之勢有

不得不具告者我國有制不敢不護送と有りし
ものなりしかば其の傳は還し漂人は送るの事
に至りて兩國誠信の重なり也是も其は他事に比
ば是れにあらずばはいつて凡漂人の事あまは
自州他州に論をもちて其の度おとに物
命は奉じたまは絶行して我州に漂來たるも
つといへども我國の制順付の事あり且破船或
は殞命のたぐひ其の事常例に異あるものに
至りては其の勢おのつかに別使はして具に告

報せしめざる事ははざる也との義ありあははいつ
て殞命のる有きは其の溺死病死及び死
體の有無は問ふとなく特に別使はして其
の由は告報せしめしあり約束の意本と如此
にして彼も破船殞命はあはせし一事たりといふ
は大いに其の約条の意はあやほりしあり

朝鮮通交大紀卷之八

朝鮮通交大紀卷之八
丁酉命のてり本も又其の朝鮮通交大紀
頭の本無付附大紀通交大紀
朝鮮通交大紀卷之八

